

「紀美野町立こども園給食用物資納入事業者登録制度」 に係る申請要領

令和8年2月

※この要領は、紀美野町立こども園給食用物資納入事業者登録制度実施要綱第2条に基づき定めるものです。

目 次

1	目的	1
2	登録有効期間	1
3	配送先	1
4	登録区分	1
5	登録要件	2
6	給食物資の納入・規格基準	2
7	申請に必要な書類	3
8	申請受付期間及び場所	3

1 目的

この要領は、安心安全なこども園給食の安定的な供給と給食用物資の品質確保を目的に導入した紀美野町立こども園給食用物資納入事業者登録制度の運用に関して、必要な事項を定めるものです。

2 登録有効期間

登録有効期間は、令和8年4月1日から令和10年3月31日までの2年間とします。なお、登録有効期間の途中で登録申請をした場合は、登録完了日から令和10年3月31日までとなります。

3 配送先

配送の対象となるこども園は次のとおりです。

1. 紀美野町立きみのこども園（紀美野町動木 156 番地）
2. 紀美野町立こうのこども園（紀美野町神野市場 216 番地）

4 登録区分

複数の区分へ登録することは可能です。

なお、本登録は単に登録有効期間内における紀美野町のこども園給食用物資納入資格を取得するものであり、給食用物資の発注を確約するものではありません。

取扱食材区分	代表的な商品例
1 青果物	野菜・果実・きのこ・イモ類 など
2 食肉及び加工品	精肉、肉製品（ハム、ソーセージなど）、ジビエ など
3 魚介類及び加工品	生魚、貝、生海そう、魚肉製品(ちくわ、かまぼこなど) など
4 鶏卵	卵
5 米穀類	米、麦、豆類、小麦粉、でん粉 など
6 豆腐・蒟蒻	豆腐、油揚げ、蒟蒻 など
7 乳製品及びデザート	バター、チーズ、ヨーグルト、ゼリー など
8 油・酒・調味料及び香辛料	食用油、酒類、砂糖、塩、食酢 など
9 乾物・缶詰	鰹節、乾燥魚介、乾し海草、寒天、梅干し、缶詰食品 など
10 その他	冷凍食品、小麦製品(ぎょうぎの皮など)、はちみつ、 など

5 登録要件

- (1) こども園給食の目的である児童の健全な発育及び発達に果たす役割を認識し、各こども園と適宜連絡の上、適時適切な納入が可能なこと。
- (2) 食品に関する法令等が遵守されていること。
- (3) 品質管理が確実に行われ、仕入れ・製造・保管・配送に至るまで、食品の安全と衛生管理が徹底されているとともに、従業員の衛生・健康管理が十分に行われていること。
- (4) 仕入れ、製造、加工能力等があり、こども園給食の実施に必要な所要量を確実に供給できること。
- (5) 町長が指定した方法、期日、時刻及び場所に納入できる配送能力を有していること。
- (6) 組織等設立後2年を経過していること。
- (7) この要領に定めるもののほか、特別な事情がある場合については、別に定める。

6 給食物資の納入・規格基準

給食物資の納入に際しては、以下の納入・規格基準を遵守してください。

- (1) 出庫時には必ず品質を確認してください（鮮度、数量、賞味期限、消費期限、包装、容器、異物混入等）。
- (2) 配送はできるだけ迅速に行い、品質の低下がないように温度管理に注意してください。
- (3) 物資納入の際には、納入時間を守り、清潔な服装で配送してください。また、調理室に立ち入らないでください。
- (4) 確実に検収を受けてください。
- (5) 随時の立ち入り検査等については、すみやかに応じてください。
- (6) 生鮮食品は原則、使用当日に搬入としてください。
- (7) 青果（野菜・果物など）・肉類は、国産としてください。缶詰類や食材そのものを水煮した加工品についても、できるだけ国産としてください。
- (8) 加工食品は、製造者・期限表示・内容表示等が明確なものとしてください。
- (9) 食品添加物は適正使用に努めてください。また、「遺伝子組換え」及び「遺伝子組換え不分別」と表示されたものは、使用しないでください。
- (10) 米を納入する場合、必ず品質の確認をしてください（品種・産年・精米年月日、鮮度、数量、包装、容器、異物混入等）。
- (11) 精米については、できるだけ「国内産農産物規格規定」の一等級米と

してください。

7 申請に必要な書類

書類名		備考
登録審査申請書 様式第1号(第4条関係)		紀美野町立こども園給食用物資納入事業者登録審査申請書
添付書類	1 営業許可証の写し	紀美野町立こども園給食調理場に給食物資を納入する食材に係るすべての許可書の写しを提出してください。 ※食品衛生法(昭和22年法律第233号)に基づく許可を要する事業者のみ提出してください。 こども園給食物資の納入において食品衛生法に基づく許可を要する主なものは、以下の営業となります。
	2 その他書類	紀美野町指名競争入札参加資格の登録をしていない事業者は、国税の納税証明書及び市町村の納税証明書を添付してください。(申請時時点で取得できる最新の証明書)

- ・食肉販売業
- ・麺類製造業
- ・魚介類販売業
- ・水産製品製造業
- ・豆腐製造業
- ・食肉製品製造業

8 申請受付期間及び場所

登録を希望する場合は、申請に必要な書類を揃え、以下の受付期間および受付場所に持参又は郵送にて提出してください。

	受付期間	受付場所
窓口持参の場合	土・日・祝日を除く 午前8時30分～ 午後5時00分	〒640-1121 海草郡紀美野町下佐々1408番地4 紀美野町総合福祉センター内
郵送の場合		紀美野町子育て推進課 こども園給食係